備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの

イ・ロ　［略］

指定設備	減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	販売が開始された時期に係る要件
［略］	［略］	［略］	［略］
器具及び備品	全ての指定設備（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

二・三　［略］

第十八条・第十九条　［略］

（事業再編投資計画の認定）

第二十条　経済産業大臣は、法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十条第一項の規定に基づき同法第二条第十三項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

2　［略］

備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの

イ・ロ　［略］

指定設備	減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	販売が開始された時期に係る要件
［略］	［略］	［略］	［略］
器具及び備品	全ての指定設備（医療機器にあっては、医療保険業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

二・三　［略］

第十七条・第十八条　［略］

（事業再編投資計画の認定）

第十九条　経済産業大臣は、法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十条第一項の規定に基づき同法第二条第十四項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

2　［略］

第二十一条　［略］

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　第十九条第二項に掲げる書類

3・4　［略］

第二十二条・第二十三条　［略］

（導入促進基本計画の協議）

第二十四条　法第四十九条第一項の規定により導入促進基本計画の同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十による協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（導入促進基本計画の変更の協議）

第二十五条　法第五十条第一項の規定により導入促進基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十一による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（先端設備等導入計画の認定の申請）

第二十六条　法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を特定市町村の長（以下この条及び次条において単に「特定市町村の長」という。）に提出しなければならない。

2　前項の申請書（第四項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

3　第一項の中小企業者が第七条第二項に規定する先端設備等を取得する場合においては、あらかじめ、様式第二十三による誓約書及び同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

［新設］

第二十条　［略］

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　第十八条第二項に掲げる書類

3・4　［略］

第二十一条・第二十二条　［略］

［新設］

［新設］